

本会議での討論

●景観形成住民協定締結地域における届出書の取扱について

反対討論（渡辺俊夫）

どのような基準で判断したのか不明瞭で、自主的な判断がされたかどうか疑わしいところがある。誰に対して、何を陳情しているのか。陳情の趣旨が不明で、この陳情書自体を受領するのに値する体裁が整っていません。届出の判断をするのは、行政ではなく協定委員なので、この陳情は相手そのものが違うのではないか、ということです。

景気対策に寄与できると信じている一部の開発に係る業者の自己中心的な思考で、地域住民の主権や生活を脅かそうとしています。

このあと第4次総合計画は後期に入りますが、基本構想・基本計画には、景観に関して詳細に謳われていますが、基本構想に基づいて、地域住民と開発業者の間の過去の



白馬村地域情報基盤整備工事安全祈願祭 7月23日

様々な経緯を、まずは十分に検証すべきで、陳情には反対します。

賛成討論（横田孝徳）

この景観形成住民協定は、平成5年度長野県景観条例に定める景観形成重点地域に指定され、村独自に重点地域指導基準を策定しています。平成6年からは、景観形成住民協定の締結を推進し、各地区

の自主的な「まちづくり」を定める「景観形成住民協定」を推進し、実施するのが「協定」の目的です。

現在、村内10のエリアで締結がなされ、各地区の協定内容を遵守し、事前に該当地区の委員長、代表者に届け出て、承認を得るようになっています。住民協定を結んでいる地域において、過剰な個人的感

覚や主観で景観形成住民協定に基づく届出書が却下され、また、速やかな許可が行われていないようなことがあれば、大変遺憾なことです。規程通りの建築物や工作物を計画申請されていれば、速やかな回答を望むものであり、担当課において十分指導すべきものであります。

よって、陳情第2号の採択に賛成いたします。

賛成討論（篠崎久美子）

当村は景観形成住民協定締結地区の推進を図っており、村内経済の活性化を図る立場にもあります。当事者が双方にある場合には、お互いの有形無形の利益のために、行政が公平な立場と態度で、調整役となることは、当然の責務であります。

この陳情は村民の側から行政の役割を改めて指摘し、確認する内容のものと判断されます。行政の役割を遂行する場面で、公平で正当な判断をもって職務を遂行することは、当然であります。

よって、採択に賛成いたします。

第2回臨時会

平成22年5月24日開催

●工事請負契約の締結について

白馬村長が、白馬村地域情報通信基盤整備事業の工事請負契約を締結するため、地方自治法と条例の規定により、契約締結の議案が議会に提出され、可決されました。

○契約の目的

平成21年度 白馬村地域情報通信基盤整備工事

○契約金額

金8億5438万5千円

○契約の相手方

長野市大字南長野新田町

1137番地5

東日本電信電話株式会社

長野支店支店長 立花研二

▽賛成多数で可決と決定しました。